

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種その他の市が行った予防接種による健康被害(以下「健康被害」という。)の発生に際し、医学的見地から調査し、適正かつ円滑な処理に資するため、入間市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、健康被害について医学的見地から調査する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人入間地区医師会推薦の医師
- (2) 本市を所管区域とする保健所の所長
- (3) 県知事推薦の専門医師
- (4) 本市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から当該健康被害に係る調査が終了した日までとする。

2 職名をもって委嘱され、又は任命された委員は、当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康推進部地域保健課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略